

# 第2次住田町男女共同参画計画

～ 人が輝く、思いやりと共生の町、すみた ～

住田町男女共同参画推進本部

# 住田町男女共同参画計画 目 次

## 第1章 基本的な考え方

1 計画策定の目的	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 基本的視点	2
5 基本理念	3
6 基本目標	3

第2章 計画の体系	4
-----------	---

## 第3章 計画の内容

【基本目標1「みんながお互いを尊重し、心豊かに暮らせる町を創ろう」】

1 現状と課題	5
2 施策の方向	7

【基本目標2「みんなが能力を発揮し、生き生きと働ける町を創ろう」】

1 現状と課題	9
2 施策の方向	11

【基本目標3「みんなが互いに協力し、安心して暮らせる町を創ろう」】

1 現状と課題	13
2 施策の方向	16

第4章 計画の推進	20
-----------	----

## 資 料

用語解説	24
住田町男女共同参画推進本部設置要綱	26

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の目的

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)と定義されています。平成11年に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、国においては、平成12年12月に第1次計画、平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

県においては、平成12年3月に「いわて男女共同参画プラン」を策定後、平成14年10月に岩手県男女共同参画推進条例を制定、平成23年3月に平成32年度を目標年次とする新しい「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。平成23年3月11日に東日本大震災津波が発生し、防災・復興における男女共同参画の重要性が浮き彫りになり、平成27年9月には「女性活躍推進法」が施行され、都道府県推進計画の策定が努力義務とされるなど、社会情勢の変化が生じました。このような新たな課題に対応するべく、県では平成28年3月に「いわて男女共同参画プラン」の見直しを行いました。

本町においては、平成22年5月に「住田町男女共同参画計画」を策定し男女共同参画に係る各般の取組を進めてきました。

しかしながら、いまだに固定的な性別役割分担意識が根強く残っていること、政策や方針決定過程をはじめ、多様な町民活動を展開するうえで女性の参画が十分に図られていないこと、加えて、少子高齢化の進行や雇用形態の多様化など、社会経済情勢の変化に伴う諸課題への対応が求められています。

こうしたことから、男女が一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために、ここに第2次住田町男女共同参画計画を策定するものです。

## 2 計画の性格

本計画は、「住田町総合計画」に基づき、「いわて男女共同参画プラン」との整合性を図りながら、関連している町の男女共同参画関係施策を体系化し、その課題とその課題解決に向けた施策の方向性を明らかにしながら、町の基本的な考え方を示すものです。

また、この計画は、町民、地域、学校、企業等と町が一体となり、国・県等と連携しながら目的を達成するものであり、地域に根ざして自主的・積極的な活動の推進を図るための指針となるものです。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、計画の進捗状況、社会情勢や法制度の変更、国・県の動向等を見据えながら、必要に応じて適宜、計画を見直します。

### 4 基本的視点

#### 男女共同参画社会基本法が示す5つの柱と計画の基本的視点

##### 【第3条】

#### ① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保するようにしていきます。

##### 【第4条】

#### ② 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会制度や慣行のあり方を考えるようにしていきます。

##### 【第5条】

#### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、国や地方自治体、民間団体において政策等の立案及び決定に参画できる機会を確保するようにしていきます。

##### 【第6条】

#### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、家族の一員としての役割を果たし、家庭生活活動以外の活動ができるようにしていきます。

##### 【第7条】

#### ⑤ 国際的協調

男女共同参画社会の形成と促進は、国際社会と密接な関係を有していることから、国際協調を促進するようにしていきます。

## 5 基本理念

「人が輝く、思いやりと共生の町、すみた」

## 6 基本目標

- ①「みんながお互いを尊重し、心豊かに暮らせる町を創ろう」
- ②「みんなが能力を発揮し、生き生きと働ける町を創ろう」
- ③「みんながお互いに協力し、安心して暮らせる町を創ろう」

## 第2章 計画の体系

<b>基本理念</b>	<b>人が輝く、思いやりと共生の町、すみた</b>
-------------	---------------------------

基本的視点	基本目標	施策の方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の人権の尊重</li> <li>・国際的協調</li> </ul>	<p><b>1. みんながお互いを尊重し、心豊かに暮らせる町を創ろう</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)男女共同参画の意識啓発</li> <li>(2)男女共同参画を進める教育や学習機会の充実</li> <li>(3)男女間の暴力等の防止</li> <li>(4)国際理解活動の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策等の立案及び決定への共同参画</li> </ul>	<p><b>2. みんなが能力を發揮し、生き生きと働ける町を創ろう</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)政策方針等決定への女性参画の促進</li> <li>(2)男女が共に働きやすい職場環境づくりの推進</li> <li>(3)農林業等の男女共同参画の推進</li> <li>(4)就業機会の拡充と就業支援の充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会における制度又は慣行についての配慮</li> </ul>	<p><b>3. みんながお互いに協力し、安心して暮らせる町を創ろう</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)家庭生活における男女共同参画の推進</li> <li>(2)子育て支援の環境づくり</li> <li>(3)高齢者・障がい者の自立支援</li> <li>(4)まちづくりへの参画促進</li> <li>(5)生涯を通じた健康づくりの推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭生活における活動と他の活動の両立</li> </ul>		

### 第3章 計画の内容

#### 基本目標1 「みんながお互いを尊重し、心豊かに暮らせる町を創ろう」

#### 1 現状と課題

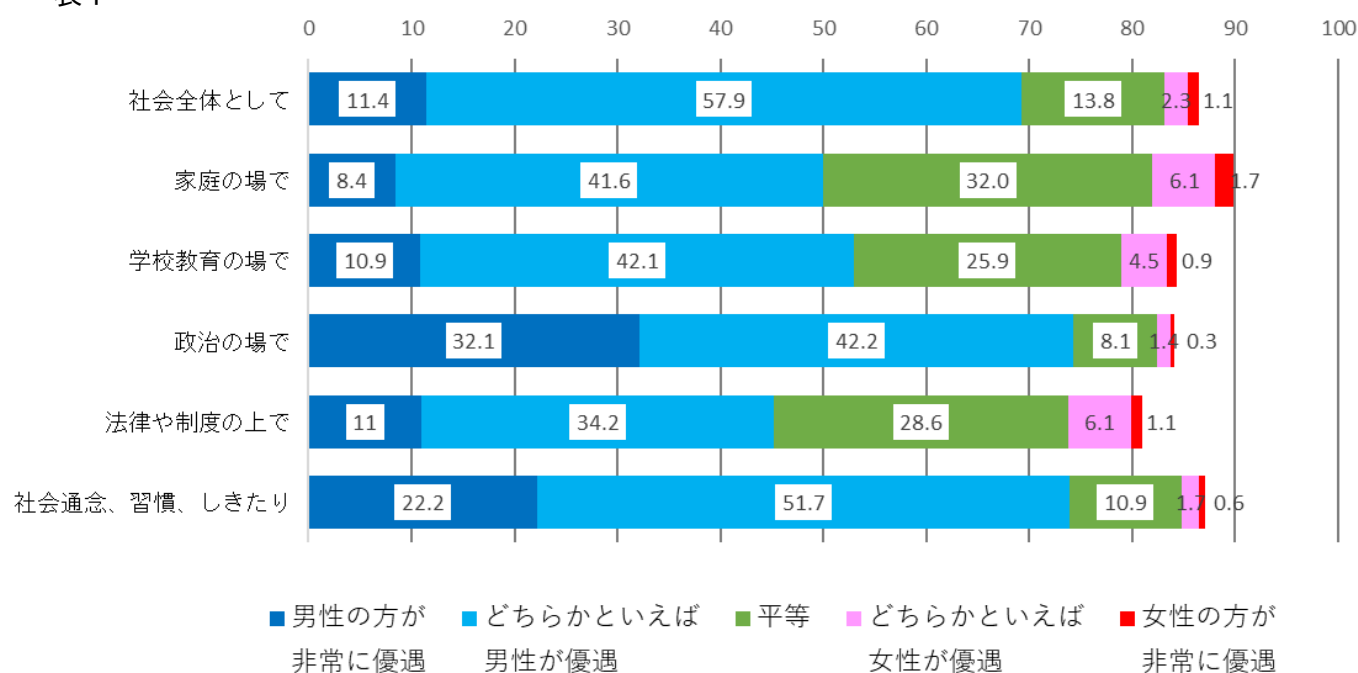
男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、社会全体において教育や啓発を通じた意識高揚や理解を高める必要があります。

しかしながら、長い時間をかけて作られてきた性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行が根強く残っており、様々な場面で、男女の不平等を感じている人が多い状況にあります。

そこで、本計画ではこのような根強く残っている課題を解決するべく、意識づくりを進めながら、町民一人ひとりが尊重され、心豊かに暮らせるまちを目指します。

表1

男女の地位の平等感（単位：％）



平成30年度男女が共に支える社会に関する意識調査（岩手県若者女性協働推進室）

### (1)ジェンダー(社会的性差)の存在

ジェンダーとは、(生物学上の性差ではなく)「社会上、定義される性差」のことです。「男の子は青、女の子は赤」という様な無意識の刷り込みから、「女は家にいて、家事・子育てをし、家庭を守るべき」、「男は外に出て働くべき」というような男女の固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などのジェンダーがいまだに根強く存在しており、女性が社会に進出していく上で、障害となるものです。

そういう、「社会上での性差」をなくし、一人ひとりが尊重されるため、情報提供等を通じて男女共同参画づくりに努めていく必要があります。

### (2)男女共同参画の学習の必要性

男女平等や人権尊重についての意識は、子どものころから日常生活の中で形成されます。このことから、家庭や地域、学校等において、人権尊重に基づいた男女共同参画に関する学習の充実を図っていく必要があります。

### (3)男女間等の暴力

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、直訳すると「domestic=家庭内の」「violence=暴力」となり、夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、きょうだい間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができますが、最近では「配偶者等からの暴力」という捉え方が一般的になってきています。配偶者等には、事実婚、生活の本拠を共にする交際相手(いわゆる同棲相手)、また離婚した者(事実上の離婚を含む)も含まれます。

国内外においては、度々報道されるように、配偶者からの暴力に加え、介護に伴う暴力や幼児虐待など様々な暴力が後を絶たない状況が続いています。

これらのことから、町においてもDVについての正しい理解が促されるよう啓発を図るとともに、相談窓口の周知を強化するなど、あらゆる暴力の無い社会づくりに向けて取り組む必要があります。

### (4)国際理解の必要性

世界には190余りの国や地域があり、約77億人が、多様な文化や宗教、習慣を持ちながら生活を営んでいます。

国内でも、国際スポーツの招致(オリンピック、ラグビーワールドカップ等)、海外への観光プロモーションの強化、少子高齢化による人材不足等で多くの外国人が日本を訪れ、グローバル化が急速に進んでいる状況です。

また、町内においても民間企業の外国人研修生の受け入れ、国際結婚等も増加しており、現在112人(令和2年4月時点)の外国人が暮らしております。

地域社会の国際化に合わせ、あらゆる年代の男女が共に国際的視野を持つことが出来るよう、国際理解活動・国際交流活動の推進を図る必要があります。



## 2 施策の方向

### (1)男女共同参画の意識啓発

人権尊重及び男女共同参画に関する啓発事業に積極的に取り組み、男女共同参画社会の実現に向けた町民意識の醸成を図ります。

〈具体的な施策〉

- ・ 町広報等による意識啓発情報の提供 (教育委員会)
- ・ 男女共同参画サポーターによる啓発 (教育委員会)
- ・ 人権擁護委員による啓発 (町民生活課)

### (2)男女共同参画を進める教育や学習機会の充実

男女平等や人権尊重についての意識は、子どものころから日常生活の中で形成されることから、家庭や学校、地域等との連携を図り、発達段階に応じた男女共同参画の視点に立った教育や学習機会の充実に取り組みます。

また、一人ひとりが生涯を通じて社会の様々な場面に参画出来るよう、多様な学習機会の提供による生涯学習の推進を図ります。

- ①個性や違いを認め合える家庭教育の充実
- ②多様で大量に発信されるメディアの情報について、正しく情報を理解し活用できるよう男女共同参画の視点に立った情報理解のための学習を推進します。

〈具体的な施策〉

- ・ 男女共同参画関連講座の開設 (教育委員会)
- ・ 乳幼児学級の開設 (教育委員会)
- ・ 家庭教育学級の開設 (教育委員会)
- ・ 教育振興運動の推進 (教育委員会)
- ・ 学校教育における男女共同参画学習の推進 (教育委員会)

〈指標〉

- ・ 生涯学習関連講座等に参加する住民(社会人)の割合 20%以上

(3)男女間の暴力等の防止	
<p>DV やデート DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、男女間の暴力の他、介護に伴う暴力、幼児虐待などのあらゆる暴力の根絶に向けた啓発に取り組みます。</p> <p>また、関係機関・団体と連携して、暴力を未然に防止し、被害者がすぐに相談できるよう取組の充実を図るとともに、被害者の保護や支援を行います。</p> <p>また、暴力の防止と根絶に向け、町広報等を活用し情報提供を行います。</p> <p>①様々な暴力から被害者を救うため、相談窓口を設置するなど体制を整備し、関係機関との連絡体制の充実を図ります。</p> <p>②配偶者暴力等の防止に向けて、町広報等を活用し情報提供を行います。</p>	<p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVなどの相談窓口の充実 (保健福祉課)</li> <li>・ 町広報等による暴力防止情報の提供 (保健福祉課)</li> <li>・ 事業所などへの意識啓発 (農政課)</li> <li>・ 人権擁護活動の実施 (町民生活課)</li> </ul>

(4)国際理解活動の推進	
<p>異文化理解の推進及び地域文化を積極的に国際社会に発信できる能力の養成と定住者との相互理解を図ります。</p> <p>①町雇用の国際教育教員等を活用した保育園・小学校・中学校連携の英語教育や国際理解教育、海外派遣事業を通じて、国際理解活動を推進します。</p> <p>②外国の習慣など異文化を理解し、国際協調と国際的視野で男女共同参画を理解していくよう町広報等を活用し情報提供を行います。</p> <p>③国際化の時代に合わせ、町民が国際的視野を持つ事が出来るよう、国際交流活動の推進を図ります。</p>	<p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住田高校支援としての海外派遣事業の実施 (教育委員会)</li> <li>・ 乳幼児学級の開設(再掲) (教育委員会)</li> <li>・ 国際交流活動の支援 (企画財政課・教育委員会)</li> <li>・ 学校教育における国際理解教育の推進 (教育委員会)</li> <li>・ 町広報等による国際理解情報の提供 (企画財政課・教育委員会)</li> </ul>

## 基本目標2 「みんなが能力を發揮し、生き生きと働ける町を創ろう」

### 1 現状と課題

生き生きとした豊かな社会を築くためには、あらゆる分野において、男性、女性それぞれの視点で、社会の様々な意思決定の場において意見を反映させるなど、男女が共に参画することが必要です。

本町では、各種審議会や委員会の女性委員の構成割合が低く、女性の参画が十分に図られていない状況です。

また、職場環境においても、男性中心型労働慣行が多く見られ、管理職等の女性の登用の割合も、依然低い傾向にあります。これは、女性が結婚や出産などで一旦仕事を離れると再就職が難しい事や、「男は仕事・女は家庭」という意識が根強く残っている表れだと考えられます。

働く意欲を持つ男女が性別に関わりなく社会の対等なパートナーとして、能力を發揮できる環境作りが求められています。

#### (1) 委員会等への女性登用の課題

近年、女性は、社会の様々な分野で活躍し、町内においても職場や地域、ボランティア等様々な活動の場でリーダーとなる女性が多く見られるようになってきました。

しかし、本町では、各種審議会や委員会の女性委員の構成割合が低く、これまで町議会に女性議員がいないなど、政策方針の決定や各種団体・企業等の意思決定の場での女性の参画が十分に図られていない状況です。

これらの課題には男性側の配慮・協力は勿論のこと、女性も自ら、地域や職場などあらゆる分野で能力を發揮して行動する意識や意欲をさらに向上させていく必要があります。

表2 住田町における委員会等の女性の登用一覧

R2.4.1 現在

根拠法名	会の名称	総数	女性数	割合(%)
地方自治法 180条の5	教育委員会	4	2	50.0
	選挙管理委員会	4	0	0.0
	監査委員会	2	0	0.0
	農業委員会	8	2	25.0
	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3
地方自治法 202条の3	審議会・委員会等 (法令により設置されているもの)	79	8	10.1
	審議会・委員会等 (条例により設置されているもの)	106	19	17.9
計		206	32	15.5

## (2) 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備

「現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思うか」という県の調査に、「働きやすい状況にない」と回答した割合は、41.9%と、女性は職場での働きにくさを感じている状況です。(平成27年男女が共に支える社会に関する意識調査より)

働きにくい理由として、「労働条件が整っていない」「育児施設が十分でない」「働く場が限られている」との理由が上位に上がり、女性を取り巻く雇用環境の整備が求められています。

パートタイム労働や派遣労働が増加する一方、その賃金や労働条件等の整備や社会保険の加入などが遅れているとともに、その身分は不安定な状況にあります。

職場でのセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)やパワーハラスメント(職務権限等を利用する嫌がらせ)等の問題への対応は勿論のこと、妊娠・出産後も働き続ける女性労働者が増加している中で、女性が働き続けながら安心して出産・育児が出来るような労働条件を整備することが求められています。

## (3) 女性の農林業等の就労課題

本町の基幹産業である農業・林業や、商業・工業の自営業においては、男性が他の職場で働く傍ら農林業等に従事している場合など、女性が主体となって働くことも多く、仕事の重要な役割を担っています。

家族で経営されている場合でも、労働時間や報酬が不明確になりがちであるほか、女性が経営に参画しにくい状況にあります。

これらのことから、農林業や商工業自営業において、女性が職業意識を更に高め、男女が対等に経営に参画できる体制づくりや家族経営協定の締結などを進めていくことが必要です。

住田町における家族経営協定数 5件(令和2年4月1日現在)

## (4) 就業機会の拡大と職業能力向上支援の課題

企業では、従業員の多様性を生かしながら組織力を強化する「ダイバーシティマネジメント」が浸透し始め、女性だけでなく、高齢者、外国人、障がい者の活用が、大きな課題となっています。

しかし、婚姻・妊娠・出産・育児・介護を理由とする不利益が生じ、職場における昇給、昇格を始めとする格差が存在している場合や、やむを得ず休職、退職するというケースもいまだ多くあり、またそれらの再就職等の課題も存在しています。

また、高齢者や障がい者、外国人労働者が増加している中、個人の能力が十分生かされていない場合も多く見受けられます。

これらのことから、女性や高齢者、障がい者など様々な人々が、職業能力を向上させるための取り組みや、就業機会の拡充をしていく必要があります。

## 2 施策の方向

(1) 政策方針等決定への女性参画の促進	
<p>町政に関する方針などの決定は、町民生活に影響を与えることから、本町における審議会などの委員選定において、関係機関・団体の理解、協力を得ながら女性の適任者の発掘や育成に努めるとともに、適切な人材の登用に取り組みます。</p> <p>①地域や各種団体における運営方針などの決定にあたり、女性の参画促進を働きかけます。</p> <p>②女性の参画意欲向上のため、各種講座等の学習機会の創出や町広報で様々な情報の提供をします。</p>	<p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の委員会等における女性委員登用の促進</li> <li>・ 各種団体等におけるリーダー登用の働きかけ</li> <li>・ 各種団体等への学習機会の提供や研修等の支援</li> <li>・ 男女共同参画関連講座の開設(再掲) (教育委員会)</li> <li>・ 乳幼児学級の開設(再掲) (教育委員会)</li> <li>・ 家庭教育学級の開設(再掲) (教育委員会)</li> <li>・ 教育振興運動の推進(再掲) (教育委員会)</li> </ul> <p>〈指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会等における女性委員の割合 30%以上</li> <li>・ 生涯学習関連講座等に参加する住民(社会人)の割合 20%以上</li> </ul>
(2) 男女が共に働きやすい職場環境づくりの推進	
<p>事業所などに男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など関係法令及び各種制度の周知と活用の促進を図り、多様な勤務制度や就労形態の導入・普及、所定外労働時間短縮などについて働きかけます。</p> <p>①男女雇用機会均等法の周知などを通じ、職場における男女の対等なパートナーシップに向けた意識啓発を図ります。</p> <p>②フレックスタイム制や短時間労働などの多様な就労機会の提供、育児休業制度の活用や年次休暇の取得促進など、女性が子育てや介護を両立できる環境づくりを進めるとともに、男性の積極的な家事、育児、介護などへの参画を推進します。</p>	<p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町広報等による職場における男女共同参画情報の提供 (農政課・教育委員会)</li> <li>・ 「ワーク・ライフ・バランス」に関する意識啓発 (農政課・教育委員会)</li> <li>・ 男性の積極的な家事、育児、介護などへの参画促進 (総務課・農政課・教育委員会)</li> </ul>

<p>③職場のセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを防止し、肉体的・精神的苦痛を受けることなく働くことができる職場環境づくりを推進します。</p>	
--	--

(3) 農林業等の男女共同参画の推進	
<p>関係機関・団体と連携しながら、男女が対等に農林業や自営業などの経営に参画するほか、起業に積極的に取り組むことができるよう支援します。</p> <p>①農林業や商工自営業における女性の仕事に対する正当な評価や報酬、経営への参画が進められるような労働環境づくりを推進します。</p>	<p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定の締結の働きかけ (農政課・農業委員会)</li> <li>・ 町広報等による農林業や商工自営業における男女共同参画情報の提供 (農政課・教育委員会)</li> </ul>

(4) 就業機会の拡充と就業支援の充実	
<p>関係機関・団体と連携しながら、就業意欲のある人の能力開発・向上を支援するとともに、就業に関する各種情報の提供および相談体制の整備を図ります。</p> <p>①個人のキャリアアップやスキルアップなどを図るため、町広報等による情報提供や企業の協力を得ながら、更なる職業能力向上を支援します。</p>	<p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業やキャリアアップ等に関する各種情報の提供 (農政課)</li> <li>・ 高齢者や障がい者等の就業に係る相談・支援 (社会福祉協議会)</li> </ul>

## 基本目標3 「みんなが互いに協力し、安心して暮らせる町を創ろう」

### 1 現状と課題

すべての人々にとって住みよいまちづくりのためには、地域コミュニティの強化、防災など、あらゆる分野において町民と行政との協働が一層求められます。その中で、男女が共に対等な立場で参画し、男女双方からの視点を持ちながら気軽に参画できる環境づくりが必要です。

多様な人材を活用し、意見や提言を町づくりに反映させることは、より良い地域社会を形成するうえで不可欠です。

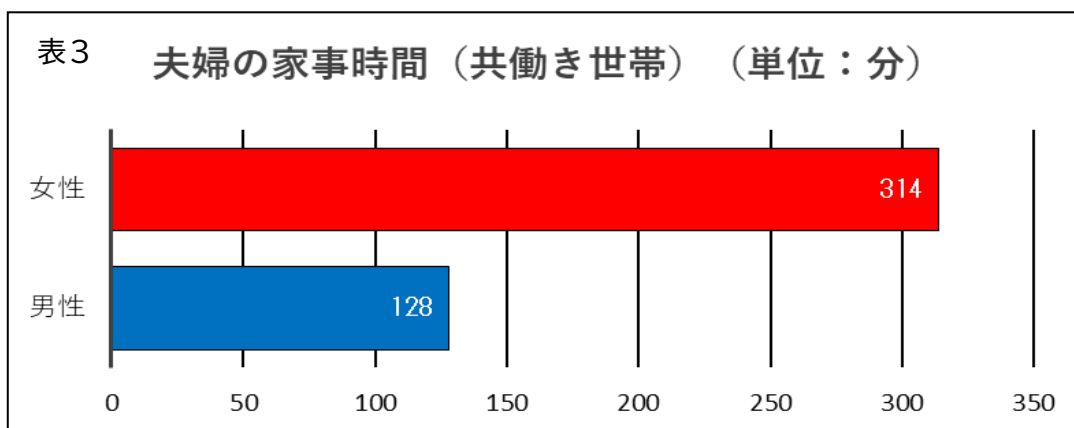
また、家庭においては、社会情勢の変化や価値観の多様化などに伴って、核家族家庭・ひとり親家庭・高齢者のみの世帯などが増加しており、不安定な立場に置かれている人たちが安心して暮らすことができるよう、相談機能等の充実などの支援が必要です。

男性も女性も互いの人権を尊重しながら、身体的性差について十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持ち、かつ、心身ともに健康な状態であることは、生き生きとした生活を営む上で重要なことです。

女性は、妊娠や出産を通して男性と異なる健康上の特性があることから、男女の身体の違いを尊重しながら、妊娠・出産に関する健康支援や、日頃からの健康づくり活動の促進、さらに健康で過ごすことができる環境の整備が必要です。

#### (1) 共に築く家庭生活への支援

夫婦ともに仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担することについて、男女ともに賛成の意識は高くなっています。しかし、実際には、「食事」「掃除」「洗濯」「買い物」「乳幼児の世話」といった家事・育児のほとんどは女性が担っており、理想と現実のギャップが見られます。



※家事時間には、育児、介護・看護の時間も含む

平成31年県の施策に関する県民意識調査（調査統計課）

家庭における男女共同参画を進めるには、日常的な家事や育児・介護などの家庭内役割を男女が共同で取り組むことの大切さと必要性について継続的な啓発を行うなど、家庭生活における固定的な性別役割分担意識を変革していくことが求められます。特に、家事・子育て・介護などについては無償、奉仕といった考えが強く、会社勤務などに比べ評価されにくいことから、日々の暮らしを維持していく上でも公正に評価されることが重要です。

同時に、これまでのような女性に偏っている家庭内役割に男性も携わることができる環境づくりを進めるとともに、子育てや介護の負担を軽減出来るよう社会的に支えるための条件整備が必要となっています。

## (2) ライフスタイルに応じた子育て支援の充実

町内においても全国と同様に、共働き世帯の割合が高まり、育児と仕事の両立は、夫婦が安心して子どもを産み育てていくうえで大切なことです。町内においては、祖父母との3世代同居が多く、育児に祖父母の協力を得られやすい家庭もありますが、核家族世帯、ひとり親家庭も増加傾向にあります。

その中で、母親でもある女性が仕事を持ちながら育児でも大部分を担うなど、女性の負担が重い現状となっています。

これらのことから、家庭においては、子育てにも男性が積極的に関わり夫婦がお互いに協力しあうこと、行政においては、保育サービスや子育て支援サービスの充実を図っていくことが必要となっています。

## (3) 高齢者や障がい者等への支援

本町の高齢化率は、44.65%(令和2年4月現在)で、高い方から県内第3位となっております。家庭における高齢者の介護は、女性が主に担っていることが多く、子育てなどと同様に、女性の負担が重い現状となっています。

これらのことから、高齢者が安心して暮らしていくために、介護を一人にだけまかせることなく家族で協力して行っていくとともに、行政等を中心に介護サービスを充実させるなど社会全体で支える環境づくりを行っていく必要があります。

また、障がい者の自立支援や、障がい者の活動範囲が建物の段差などにより制限されたりしないように、ユニバーサルデザイン(障がい者等が使用しやすい設計・仕様)・バリアフリー(障がい者等利用のための障害の除去)の導入など、障がい者が社会活動へ積極的に参画できるような環境づくりをソフト・ハードの両面で行っていく必要があります。



#### (4) 地域活動やまちづくりへの参画課題

暮らしやすい、活力のある地域社会を形成するためには、男女がともに町民・地域活動などに積極的にに関わり、だれもがまちづくりに関心を持ち、男女が対等な立場で自ら進んで参画する環境づくりをすすめなくてはなりません。

しかし、地域活動等の決定権はいまだ男性が担っている場合が多いのが現状です。地域社会は男女が共に支えるものであることから、家庭内において男性が協力し、地域活動に女性が積極的に参画できるよう配慮・協力するとともに、女性も自ら行動する意識や意欲をさらに向上させていく必要があります。

#### (5) 生涯にわたる心身の健康づくり

日本は、2015(平成 27)年に、世界一の「超高齢社会」を迎え、人類がかつて経験したことの無い時代が到来することになると予想されています。

また、技術の高度化や情報化等の進展の反面、人間関係の希薄化や精神的なストレスの増大、運動不足、新たな職業病の増加など心身両面にわたり健康上の問題を生み出してきています。

さらに、学校においては児童生徒の体力低下や生活習慣病の兆候、感染症、いじめ、登校拒否等、児童生徒の心身の健康問題も大きな課題となっています。

家庭においても、子どもの生活習慣の育成に対する親の自覚の不足や、自らの生活習慣を顧みない親の増加、単身世帯の増加等、食生活をはじめとする基本的な生活習慣が身につけていない家庭も増加傾向にあります。

このような中、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、「人生 100 年時代」における各ステージにおいて、健康の保持増進が図られる体制を確保する必要があります。

## 2 施策の方向

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進	
<p>家庭において、男女が家事・育児・介護などに平等に参画するよう取り組みます。</p> <p>①子育てや介護、家事などで男女がお互いに分担・協力し合う家庭におけるパートナーシップの確立を推進します。</p> <p>また、併せて、ワーク・ライフ・バランスについて、男女がお互いに協力しながら取り組んでいきます。</p>	<p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町広報等による家庭における男女共同参画情報の提供・意識啓発（教育委員会・男女共同参画サポーター）</li> <li>・ 「ワーク・ライフ・バランス」に関する意識啓発（再掲） （農政課・教育委員会）</li> <li>・ 男性の積極的な家事、育児、介護などへの参画促進（再掲） （総務課・農政課・教育委員会）</li> </ul>
(2) 子育て支援の環境づくり	
<p>家庭、学校、地域、行政の連携を強化しながら、町全体で次代を担う子どもたちを育成していく環境の整備、充実を図ります。</p> <p>①各種保育事業や医療費助成など、きめ細やかな子育て支援サービスを実施します。</p> <p>②仕事と子育ての両立を支援するため、ライフスタイルに応じた居場所の確保等、安心して遊んだり学習したりできる環境を整備します。</p> <p>③子育てに関する講座や情報交換の場の設定、連携した相談体制の充実を図ります。</p>	<p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児の相談指導の実施 （保健福祉課）</li> <li>・ 子ども医療費助成事業 （町民生活課）</li> <li>・ 児童扶養手当給付事業 （保健福祉課）</li> <li>・ ひとり親家庭医療費助成事業 （町民生活課）</li> <li>・ 子育て支援医療費助成事業 （町民生活課）</li> <li>・ 民生児童委員の研修 （保健福祉課・社会福祉協議会）</li> <li>・ 保育園・学校・民生児童委員との強化連携 （保健福祉課・社会福祉協議会・教育委員会）</li> <li>・ 一時保育、延長保育、土曜日保育の実施 （教育委員会）</li> <li>・ 乳児、障がい者児保育の実施 （教育委員会）</li> <li>・ 児童館・放課後子ども教室事業 （教育委員会）</li> <li>・ 子育て情報の提供と相談 （教育委員会）</li> <li>・ 乳幼児学級の開設（再掲） （教育委員会）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭教育学級の開設(再掲) (教育委員会)</li> <li>・ 教育振興運動の推進(再掲) (教育委員会)</li> <li>・ 家庭教育情報の提供 (教育委員会)</li> <li>・ 女性活動団体への支援 (教育委員会)</li> <li>・ 学童クラブへの支援 (教育委員会)</li> </ul>
--	--

### (3) 高齢者・障がい者の自立支援

<p>高齢者や障がい者を含むすべての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、一人ひとりを認め合い、住民と関係機関、行政とが協力し合う、人づくり、仕組みづくり、基盤づくりを進めます。</p> <p>①高齢者が自立して健やかに暮らせるよう介護保険や介護サービスの充実に努めます。</p> <p>②高齢者が住み慣れた家で暮らし、過度に介護の負担がかからないよう、家族等で協力して行う環境づくりを推進します。</p> <p>③障がい者が自立して安心して暮らせるよう在宅支援サービスの充実や、公共施設等におけるユニバーサルデザイン、バリアフリーの導入に努めます。</p>	<p>〈具体的な施策〉 高齢者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合相談事業の実施 (包括支援センター)</li> <li>・ 権利擁護事業の実施 (保健福祉課)</li> <li>・ ケアマネジメント体制の構築 (包括支援センター)</li> <li>・ 介護支援専門員支援事業の実施 (包括支援センター)</li> <li>・ 介護予防事業 (包括支援センター)</li> <li>・ 高齢者ケア体制の整備 (保健福祉課、包括支援センター)</li> <li>・ 特定高齢者施策の充実 (通所型介護予防事業) (包括支援センター)</li> <li>・ 一般高齢者施策の充実 (地域ミニディサービスの開催) (包括支援センター)</li> <li>・ 高齢者健診 (保健福祉課)</li> <li>・ 生活機能チェックの充実 (包括支援センター)</li> <li>・ 家族介護支援事業の実施 (包括支援センター)</li> <li>・ 認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業の実施 (包括支援センター)</li> <li>・ 地域介護予防活動支援事業 (包括支援センター)</li> </ul>
--	--

	<p>〈具体的な施策〉障がい者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付、訓練等給付による支援 (保健福祉課)</li> <li>・ 移動支援事業、訪問入浴事業、日常生活用具給付事業、更正訓練費支給事業の実施 (保健福祉課)</li> <li>・ 成年後見制度利用支援事業の実施 (保健福祉課)</li> <li>・ 気仙地区自立支援協議会の設置 (保健福祉課)</li> <li>・ 相談支援事業、相談支援機能強化事業の実施 (保健福祉課)</li> <li>・ 地域活動支援センター事業、地域活動支援センター機能強化事業の実施 (保健福祉課)</li> <li>・ 在学中からの施設実習や事業所実習をするための支援の実施 (保健福祉課)</li> <li>・ 気仙障がい者就職支援連絡会と連携した就職支援の実施 (保健福祉課)</li> <li>・ 保健、医療、福祉の連携体制の充実 (包括支援センター)</li> <li>・ 早期予防活動の推進、健康診査の充実 (保健福祉課)</li> <li>・ 公共施設のバリアフリー化の推進 (保健福祉課)</li> <li>・ 重度心身障がい者医療費助成事業 (町民生活課)</li> </ul>
--	--

(4) まちづくりへの参画促進	
<p>地域の様々な活動が、男女共同参画の視点に立って行われ、男女が対等な立場で自ら進んで参画する環境づくりを進め、多様なまちづくり活動への支援を行います。</p> <p>①町民に対し、まちづくりに関する各種情報を積極的に提供します。</p> <p>②主体的な自治公民館活動への支援や、地区公民館単位での活動の支援、体制づくりを推進します。</p>	<p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町広報等による町づくりに関する各種情報の提供 (企画財政課・教育委員会)</li> <li>・ 自治公民館等運営補助金事業 (教育委員会)</li> <li>・ みんなでできる町づくり補助金事業 (企画財政課)</li> <li>・ 小さな拠点づくり事業 (教育委員会)</li> </ul>

<p>③まちづくり関係団体やグループの活動に必要な知識や団体相互の連携の推進、各種町づくり助成事業の活用促進により、町民の自主的なまちづくり活動を支援します。</p> <p>④まちづくりへの町民参画を図るため、まちづくりに関する学習機会や研修機会を提供します。</p>	
--	--

(5) 生涯を通じた健康づくりの推進	
<p>男女が互いの性について正しい理解と知識を高め、命の大切さについて認識することができるよう、家庭や学校などでの教育・啓発を図ります。</p> <p>また、母性保護の観点から、安心して妊娠・出産できるよう、女性の健康支援に取り組みます。</p> <p>さらに、男女が健康で心豊かに暮らすためには、ライフステージに応じた心身の健康づくりが重要であることから、生涯を通じた健康づくりの促進に取り組みます。</p> <p>①母性保護や母性尊重に関する意識啓発を図るとともに、学校教育などを通じて、男女が互いの性について正しい知識を身につけ、尊重する態度を養います。</p> <p>②妊娠から出産後までの健康管理の支援、新生児の健やかな発育に関する支援などを行います。</p> <p>③自己による健康管理のため、検診の受診を促進するとともに、健康づくりに関する相談・指導を行います。</p> <p>④生涯健康であるための知識や、生涯スポーツを通じた健康づくりを推進します。</p>	<p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思春期保健対策の強化 (保健福祉課)</li> <li>・ 妊婦保健対策の実施 (保健福祉課)</li> <li>・ 検診、予防接種体制の確保 (保健福祉課)</li> <li>・ 学校保健事業の実施 (教育委員会)</li> <li>・ 生涯学習を通じた健康づくりの推進 (教育委員会)</li> </ul>

## 第4章 計画の推進

本町において、性別にとらわれず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるような男女共同参画社会の確立を目指していくためには、関係団体と町が一体となって取り組む組織を設置し、この計画を総合的・効果的に推進していくことが大切です。

また、男女共同参画施策は、広範多岐にわたるため、庁内関係各課はもとより、各種団体や企業、国・県と連携を図り、情報交換や相互に協力しながら計画を推進していきます。

### 1 推進体制の整備

#### (1) 住田町男女共同参画推進本部会議の開催

住田町男女共同参画推進本部設置要綱に基づき、住田町男女共同参画推進本部を設置し、町と関係団体との連携を図りながら、計画の推進母体として、総合的な企画、施策の実施、成果と課題の検証などについて、本部会議を開催し、全町的に取り組んでいきます。

#### (2) 住田町男女共同参画推進本部幹事会の開催

住田町男女共同参画推進本部会議の下部組織として、住田町男女共同参画推進本部幹事会を設置し、庁内関係各課との連携を図りながら、ワーキングチームとして、企画立案、各課の横断的な施策の推進、成果と課題の検証などについて、幹事会を開催し、関係各課が連携して取り組んでいきます。

また、実務的な計画の進捗状況を把握・評価して、計画が実効性のあるものとなるように「計画」→「実行」→「評価」→「改善」という PDCA サイクルを取り入れ適宜、施策・事業の見直しをしていきます。

表4 男女共同参画推進本部の会議内容

会議名	構成員	開催	会議の主な内容
本部会議	関係団体代表 女性団体代表 庁内課長等	5月	推進母体として総合的な計画推進 当該年度の男女共同参画関係施策の策定 男女共同参画関係施策の成果と課題の検証等
幹事会	庁内関係各課 課長補佐等	3月	ワーキングチームとしての実務的な計画の推進 次年度の男女共同参画関係施策案の作成 男女共同参画関係各事業の成果と課題の検証等

## 2 各種団体等と町との連携

### (1) 町民との一体的推進

住田町における男女共同参画社会の実現は、町民一人ひとりが問題意識を持ち、互いに協力しその解決に向け実践していくことが最も大切です。

行政は、各種講座の開催や広報等の活用により、男女共同参画社会の意識啓発を図ります。

町民は、計画の基礎となる家庭での男女共同参画が実現できるよう、各種講座等の事業に積極的に参加し、課題解決に向けた実践を身近なことから行うこととします。

### (2) 各種団体・企業等との連携

計画の広がりを町内全体に浸透させるため、意識啓発のための各種講座の開催や広報啓発資料等を配布し、男女共同参画に向けた取り組みを、各種団体や企業等の理解を求め、積極的な働きかけをしていきます。

### (3) 国・県等との連携

男女共同参画社会の実現に向けては、本町のみで完結できるものではないので、国や県、他市町村、関係機関との連携を図り、情報交換や相互に協力しながら計画を推進していきます。

## 3 施策別推進担当の明確化

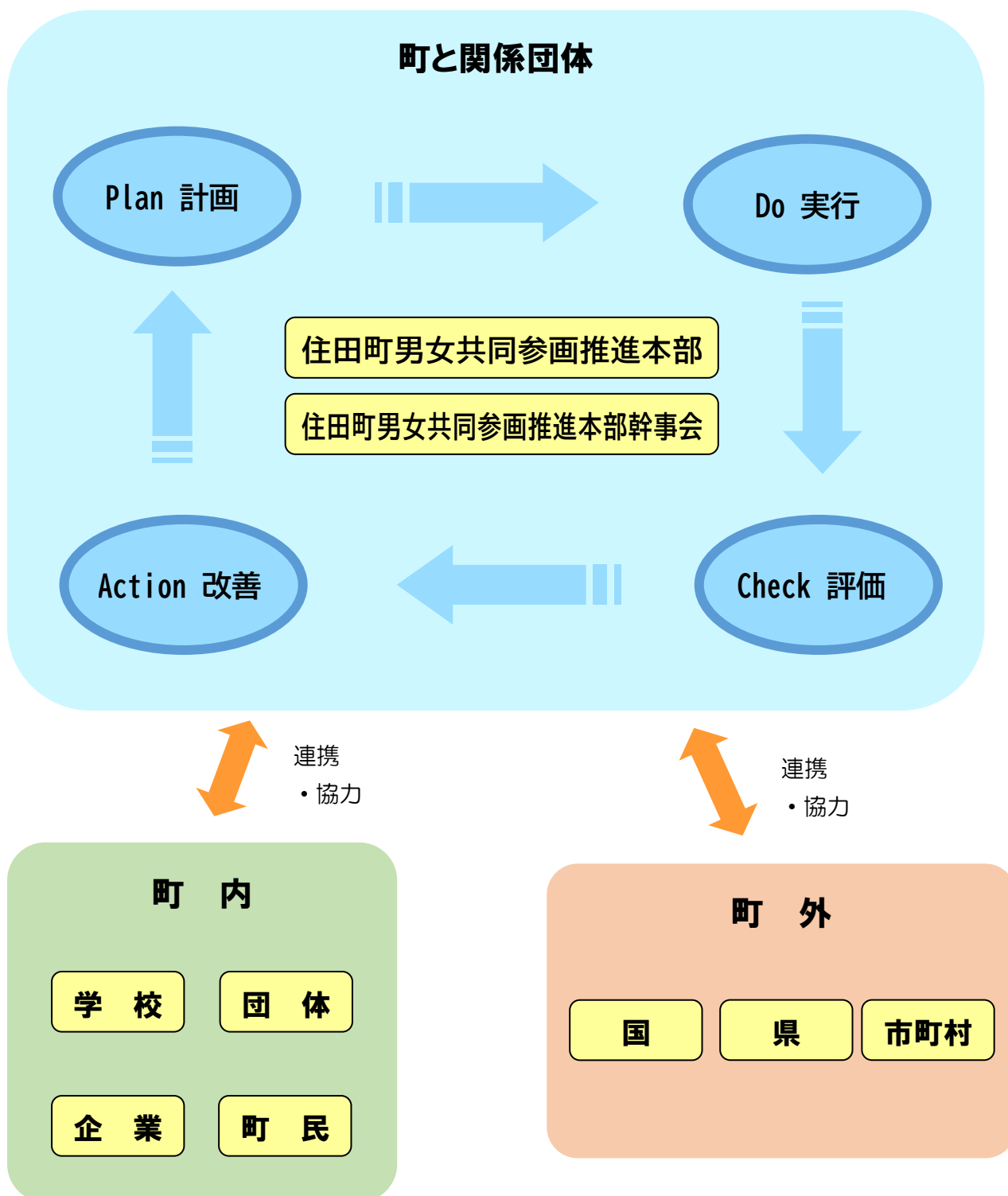
この計画の施策の方向については、庁内各課及び連携団体が一体的に推進していくものですが、その中心となっていく主な担当課及び主な連携団体を図1のとおり明確化し、各担当が責任を持って推進していきます。

表5 施策別推進担当一覧

基本目標	施策の方向	主な担当課	主な連携団体
みんながお互いを尊重し、心豊かに暮らせる町を創ろう	男女共同参画の意識啓発	教育委員会 町民生活課	男女共同参画サポーター 人権擁護委員
	男女共同参画を進める教育や学習 機会の充実	教育委員会	男女共同参画サポーター 小・中学校 住田高校
	男女間の暴力等の防止	保健福祉課 町民生活課 包括支援センター	民生児童委員協議会 人権擁護委員 社会福祉協議会
	国際理解活動の推進	教育委員会 企画財政課	保育園 小・中学校 住田高校
みんなが能力を 発揮し、 生き生きと働ける町を創ろう	政策方針等決定への女性の参画の 促進	教育委員会	婦人団体連絡協議会
	男女が共に働きやすい職場環境づ くりの推進	教育委員会 農政課 総務課	住田町商工会
	農林業等の男女共同参画の推進	農政課・農業委員会 教育委員会	大船渡市農業協同組合
	就業機会の拡大と就業支援の充実	農政課	住田町商工会 社会福祉協議会
みんながお互いに協力し、安心 して暮らせる町 を創ろう	家庭生活における男女共同参画の 推進	総務課 農政課 教育委員会	男女共同参画サポーター 住田町商工会
	子育て支援の環境づくり	保健福祉課 教育委員会 包括支援センター	保育園 小・中学校 住田高校 民生児童委員協議会 社会福祉協議会
	高齢者・障がい者の自立支援	保健福祉課 包括支援センター	民生児童委員協議会 社会福祉協議会
	まちづくりへの参画促進	企画財政課 教育委員会	地区公民館 自治公民館
	生涯を通じた健康づくりの推進	保健福祉課 教育委員会	保育園 小・中学校 住田高校 民生児童委員協議会 社会福祉協議会



図1 住田町の男女共同参画社会の実現に向けた計画の推進体系図



## 用語解説

### 【エンパワーメント】

個人や集団が、自分の人生の主人公となれるよう力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくことを指します。

### 【ダイバーシティ】

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会の事をダイバーシティ社会といいます。

### 【男女共同参画社会】

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

### 【地域(地域コミュニティ)】

住民の身近な生活圏の事です。都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念です。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定されます。

### 【ドメスティック・バイオレンス】

6 ページ ・ (3)男女間等の暴力 を参照。

### 【ジェンダー(社会的性差)】

6 ページ ・ (1)ジェンダー(社会的性差)の存在 を参照。

### 【セクシャル・ハラスメント】

「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受ける事」

又は、「性的な言動が行われることで職場環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」を言います。

男女雇用機会均等法により、事業者にその対策が義務付けられています。

#### 【バリアフリー】

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上での障壁(バリア)を除去(フリー)することです。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方の事です。

#### 【パワーハラスメント】

職場のパワーハラスメントとは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」の事です。

#### 【メディア・リテラシー】

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力の事です。

#### 【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方の事です。

#### 【LGBT】

「レズビアン(女性同性愛者)」、「ゲイ(男性同性愛者)」、「バイセクシャル(両性愛者)」、「トランスジェンダー(性別越境、性別違和)」それぞれの英語の頭文字からとったセクシャルマイノリティの総称です。昨今、生まれながらの性別にとられない性別のあり方が見直され、世界中で同性間の結婚や、結婚と同様の権利を認める動きが活発化しています。

## 住田町男女共同参画推進本部設置要綱

### (設 置)

第1条 男女共同参画に関し、関係各課等相互の緊密な連絡調整を図り、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、住田町男女共同参画推進本部(以下「本部」という)を置く。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定に関すること
- (2) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画関連事業に係る連絡調整に関すること。
- (4) 男女共同参画の啓発に関すること。
- (5) その他男女共同参画の推進に係る重要事項に関すること。

### (組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長、教育長をもって充てる。

3 部員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。(別表第1)

- (1) 男女共同参画に関する町長部局課長および教育委員会事務局
- (2) 町内の関係機関および団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 女性団体の代表

### (任 期)

第4条 部員の任期は、委嘱した日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

### (本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、部務を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは本部長があらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

### (会 議)

第6条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

### (幹事会)

第7条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は教育次長、副幹事長は、幹事の中から互選した者をもって充てる。

3 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 7 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 男女共同参画の推進に係る実務的な企画立案及び連絡調整に関する事。
  - (2) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関する事。
- 8 幹事会の運営等に関し必要な事項は、幹事長が定める。  
(事務局)

第8条 本部の事務を処理するため、事務局を教育委員会事務局・町長部局に置く。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

付則

この要綱は、平成21年10月2日から施行する。

改正

平成22年3月 17 日

令和元年 5 月 14 日

令和 2 年 7 月 27 日

別表第1 本部員

No	区 分		所 属 ・ 職 名
1	町 長 部 局		総務課長
2			企画財政課長
3			町民生活課長
4			税務課長
5			保健福祉課長
6			農政課長
7			林政課長
8			建設課長
9	教育委員会事務局		教育次長
10	関 係 機 関 ・ 団 体	校 長 会	小学校長代表
11			中学校長代表
12			住田高等学校長
13		P T A	PTA 連合会長
14		芸 術 文 化	芸術文化協会代表
15		体 育 協 会	体育協会長
16		商 工 会	商工会長
17		大船渡市農業協同組合	大船渡市農業協同組合長
18		地 区 公 民 館	地区公民館代表
19		自 治 公 民 館	自治公民館連絡協議会長
20		社 会 福 祉	社会福祉協議会長
21	男女共同参画サポーター	男女共同参画サポーター代表	
22	町 議 会		総務教民常任委員長
23	学 識 経 験 者		自治公民館連絡協議会長(重複)
24	女 性 団 体 等	婦 人 団 体	婦人団体連絡協議会代表
25		民生児童委員協議会	女性代表
26		保育園保護者会	女性代表
27		商工会女性部	商工会女性部長
28		大船渡市農業協同組合	大船渡市農業協同組合女性部代表

別表第2 幹 事

区 分	説 明
総務課、企画財政課、町民生活課、税務課、保健福祉課、農政課、林政課、建設課、農業委員会、教育委員会、社会福祉協議会	左の課長補佐又は係長等で課長等が推薦する者







第2次住田町男女共同参画計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年9月編成

発行所 住田町男女共同参画推進本部

発行者 本部長 住田町長 神田謙一